

空き家バンク

鳴門市では、
「市内にある空き家の賃貸・売却希望者」と
「本市への移住希望者等」を結ぶことを目的に、
『鳴門市空き家バンク』制度を設置しております。

空き家を放置していると、傷みやすく、
周辺地域の防犯や景観上よくありません。



空き家を次の使い手に譲ることを
考えてみませんか？

売りたい！
貸したい！

登録の流れ

鳴門市

買いたい！
借りたい！



空き家所有者

物件
登録

物件
調査



空き家バンク

利用
登録

情報
提供

空き家利用希望者

※市内への移住希望者（転入2年以内の方を含む）
または、定期利用、経済活動を目的とする方に限ります

媒介
依頼

宅建協会



媒介
契約

物件
調査

物件
交渉

成約

リフォーム補助金
(要件を満たす必要あり)
対象経費の1/2
上限20万円

リフォーム補助金
(要件を満たす必要あり)
対象経費の1/2
上限40万円

制度紹介

- ・鳴門市内の物件が対象、登録期間は3年間（登録無料）
- ・倒壊リスクが高い等の物件は登録不可（除却検討）
- ・土地・建物の境界や所有者区分が明確で争いが無いこと
- ・契約時、市は関与出来ないため、市と協定を締結している仲介業者を紹介することが可能

（当事者のみで取引も可能ですがおすすめしていません）

※登録に約2週間かかります。

※内覧時は、所有者または委任者の立ち会いが必要です。

※登録物件については情報の一部を市公式ウェブサイトへ公開し、利用登録者に対し、希望する登録物件の詳細な情報を、必要な範囲で提供します。

個人情報取り扱いについて、制度要綱において規定するほか万全を期しております。



鳴門市登録の空き家一覧はこちらから

移住・空き家
専用Webサイト

NARUTO
3RD

空き家
物件一覧



Webサイト内、右上  マークから
支援制度についてもご覧ください。

空き家バンク登録希望者や詳細を知りたい方は、担当までお気軽にお問い合わせください。



鳴門市 産業振興部 商工政策課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町東浜字南浜170番地
うずしお会館1階

Mail : shokoseisaku@city.naruto.i-tokushima.jp



TEL:088-684-1158

Fax:088-684-1339

お問い合わせ：平日8:30～17:15

鳴門市
移住情報
Instagram



NARUTO.3RD

※空き家所有者でない方、除却又は譲渡をされた方にも お知らせが届いている場合がありますが、ご了承ください。